

お 知 ら せ

～ 合格証明書の住所の書換えは不要です～

令和6年6月27日、警備員等の検定等に関する規則が改正され、
合格証明書の住所欄が削除
されました。

同規則改正前の合格証明書（以下「旧合格証明書」という。）に記載されている住所に変更が生じた場合でも、合格証明書書換え申請は不要となり、
旧合格証明書は、同規則改正後の合格証明書とみなします。

なお、氏名の変更については、従来通り書換え申請が必要です。